

三二 高山甚五兵衛長安寺へ寄進につき屋敷余り地売渡手形

寛文六年（一六六六）六月

指上申手形之事

一我等共屋敷之余り地少ツ、御座候分、御買被遊、長安寺へ御寄進被成候由、彼地壹畝拾六歩ノ所ニテ御座候、江戸判卷分被下候筈ニ御約束仕候得共、江戸判式分被下置、難有奉存候、御国替何様之儀御座候共、永代差上ケ、長安寺地内ニ被成候間、以来共少も違乱申上間敷候、為後日手形、仍如件

谷村新町

寛文六年丙午六月九日

喜左衛門

清左衛門

茂兵衛

長次郎

角左衛門

高山甚五兵衛様御内
大沼勘左衛門殿
金子 瀬兵衛殿

証人庄屋

久五郎

同

藤左衛門

（上谷 長安寺文書）

【解説】 本史料に見える高山甚五兵衛は、秋元家重職の高山一族のうち的一家であり、家老職も勤めた。その甚五兵衛が新町居住者五人の屋敷周辺の余り地を買徳し、長安寺へ寄進したことを確認する手形である。その場合、「国替」つまり転封、また「何様之儀」とは最悪改易を意味しているが、それら領主の交代によっても、この永代寄進という行為は影響されない、という文言が入っていることは興味深い。譜代大名家臣であることから、必要とされた文言なのであろう。なお、このような藩士個人の寄進行為は、本史料に限らず、幾つかの例を見いだせる。

三三 下谷村円通院に高山甚五兵衛寄進の鐘銘

貞享三年（一六八六）九月

大慈山圓通院鐘銘并序

冥報記曰、聖迹隠顯随人廐興矣、夫梵鐘之施主、高山氏甚五兵衛尉平 繁之祖、高山氏平右衛門尉平繁勝者、上州新田素生、始臣仕 秋元之明家、奉從 越中州刺史長朝公、彼繁勝之男同氏伝右衛門尉平繁政、臣仕 泰朝公兼富朝公、累代以所補一家之梁臣、彼繁政之男甚五兵衛尉平朝繁、仕如今準老 但州刺史喬朝公、務官家舊舊之棟職、君為君則臣為臣也、寔哉、有其所謂、朝繁之妣母者、生于寺嶋氏、家三州吉湖之住侶、承應二歲次昭陽大荒落之春巳、係于痼疾、雖用官醫數輩之針藥、弗獲厥驗、嗚呼命哉、臻其曆姑洗下之八、其行年耳順之後、重于三春、終告于仆殂、孝子朝繁大慟哭而、做悲哀過于恒、竟相攸於甲之都留郡谷村大慈山圓通禪院、殯于此窆其遺骸、若彼圓通院諸堂全備、而雖盡莊嚴之美、不繫梵鐘、則豈其非闕如耶、因焉而朝繁欲營妣母追悼之修薦、鑄大鐘一口、繫于堂、抑梵鐘之功徳洪哉、宜律師感應記曰、

有祇洹戒律院内于銅鐘、重三十萬斤、目連以通力擊之、則聲震鐘形如吳地、又有戒場院于大鐘、形如盃器、上有千輪王像、又有龍八功德水、此大鐘劫初之時、輪王所造、又有祇洹論師院于一銅鐘、形如腰鼓、是乾闥婆王之所造、又六帖曰、修多羅石鐘者、拘樓秦佛所造、佛滅度後、婆竭羅龍王收去、至釋迦佛、與龍復將來、至佛滅度、已龍將去、又續高僧傳說、禪定寺僧鳴鐘之功徳、如今舉梵鐘之因由取其一二、或又若周禮髡氏所制于鼓制舞等、又禮記曰、鐘聲鏗々、又文選東京賦曰、鏗萃鐘薛綜註之、做蒲牢之說等、又淮南子曰、景公大鐘等、又左傳吳公子聞鐘聲之類、偕是衆鐘之來而、非梵鐘事類、余門二三子抵制鐘銘、莫謬其同異、凡擊鐘之例、以三十六聲以抵三回也、故如今以三十六韻准其法數

銘曰

大慈應化 寺號圓通 妣情曷忘
祖令立功 德隣有此 禪利受崇
孝覃衆庶 威擬大蟲 覺二炊睡
治三種蠱 彩椽琢宇 畫棟渡虹
玉堦溫潤 珪殿玲瓏 影挺廬秦

氣壓ニ恒嵩ニ 仰齊ニ山頂ニ 伏待ニ天聰ニ
法器何欠 施財積ニ量 小而弗擇
多又難ニ充 鑄ニ銘宇内ニ 臺ニ齋廬中ニ
彼成ニ正始ニ 其就ニ慎終ニ 靈哉造物
至也冶工 瓊臺用ニ佳 金屑從ニ童
梵鐘新倣 杵杵己蒙 堅高横永
外滴裏空 昵吒感ニ業 目連打ニ夢
僧家福榮 吾道興隆^(應) 聲亘ニ南北ニ
名屬ニ西東ニ 衢母ニ亡羊ニ 鄉聚ニ英雄ニ
未央自若 竺土趣同 境寬萬戸
地潤幾弓 礎類ニ礪礪ニ 砌似ニ錫銅ニ
石壇如ニ切 塔樣猶ニ興 神祭ニ社稷ニ
鬼出ニ獄籠ニ 能兼ニ品物ニ 才抵ニ無窮ニ
帶ニ土峯雪ニ 慕ニ甲府風ニ 宿ニ長程驛ニ
眼ニ旅泊篷ニ 市朝不ニ隔 阡陌既恩
溪林茂ニ緑 籬菊散ニ紅 樹圍ニ靈廟ニ
松動ニ祝融ニ 現ニ江水妙ニ 望ニ乾坤洪ニ
篆ニ文日月ニ 銘ニ刻蒼穹ニ 齡臻ニ車越ニ
寿比ニ崆峒ニ 記ニ年邇兆ニ 億ニ世延躬ニ^(丙)
貞享三歲次柔兆接提格季秋中旬^(寅)^(九月)

龍穩現住光全版橈野水誌焉
施主 高山甚五兵衛尉平朝繁
鑄物御大工 椎名伊予藤原良寛
同 兵庫藤原重長

(下谷 円通院所藏)

【解説】 円通院にある梵鐘は、谷村藩主秋元家の重臣高山甚五兵衛朝繁が母親の供養のために寄進したものである。その鐘銘の序によると、母親は医師による針薬の甲斐もなく、承応二年（^{六三}一六五三）三月二十八日に六三歳で亡くなった。その三三年後の貞享三年（^{六六}一六八六）九月に、この梵鐘を鑄造して寄進した。

この鐘を鑄造した鑄物師は、椎名伊予藤原良寛と椎名兵庫藤原重長とあるが、地名はなく、どこで鑄られたかわからない。各地の鑄物師の名簿（『由緒之内旧書写』堺市光田家文書、中川弘泰『近世鑄物師社会の構造』所収）によると、武蔵国岩槻に椎名浅右衛門、下野国佐野天明宿に椎名五郎右衛門の名がみえることを記しておこ

う。